

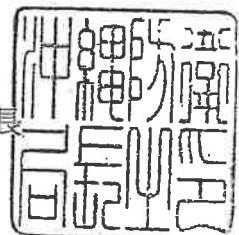


沖防第897号

31.2.22

石垣市長 殿

沖縄防衛局長



石垣島への陸上自衛隊部隊配置に係る石垣市有地の取得について
(報告)

平成31年1月10日付石総契第425号により依頼された標記について、
石垣市及び関係機関における関係法令、事業計画・行政計画への支障の有無、
その他意見等への対応を添付のとおり報告いたします。

添付書類：石垣市及び各関係機関からの意見等への対応

石垣市及び各関係機関からの意見等への対応

【関係法令等における意見等の有無】		【対応】
都市建設課	景観計画の自然風景域(A-1・八重の山並み地区)及び農村風景地区(B-1・農用地地区)に該当します。運営を伴う場合は通知が必要となります。	景観法等に基づき適切に手続きを実施します。
施設管理課	石垣市字平岸1273番地406に接する里道があるので境界の確認をとる必要があります。	当局登録の用地測量業務の土地境界確認作業において、石垣市の担当の立ち合いの上、確認していただいたところです。(1月下旬実施)
農政経済課	石垣市字平岸大屋1273-172、1273-173、1273-406、1273-407の4番について、森林法における地域森林計画対象民有林の普通林のため、支障があります。同字1273-412、1273-416の2番については、一部普通林のため、支障があります。	地域森林計画の対象となつてある民有林の立木を伐採する際は、あらかじめ、森林法に基づき届出いたします。また、市有地の立木(普通林)については、石垣市林野条例に定める市有林産物の払下物件の単価金額により、適正に補償いたします。
文化財課	例紙2)の天然記念物が生息している可能性があります。天然記念物の生息が確認された場合、保護策について教育委員会と協議が必要となります。例紙2)のうち①②③は、営業中に近隣地での騒音、振動等があると噪を放棄することがあります。今後、営業が確認された場合には、有識者等の意見を聞きながら、適切に対処していきます。	確認された天然記念物については、石垣市と協議しているところです。また、例紙2)①②③について、これまで営業者が確認されていないことから、工事の予定に変更はありません。なお、今後、営業が確認された場合には、有識者等の意見を聞きながら、適切に対処していきます。
八重山農林水産振興センター	石垣市有地取得計画土地では見保、道跡、戦争遺跡、古墓等の埋蔵文化財の有無確認調査を実施したことではありません。そのため、確認調査を実施する必要があります。	文化財保護法等に基づき、道跡等が発見された場合は、速やかに通知します。
石垣自然保護官事務所	森林法第5条に基づく地域森林計画対象民有林が含まれており、民有林(保安林を除く)において1haを超える開発を行ふ場合には、「開発行為の許可制に関する事務の取り扱いについて」による規制調整及び同法10条の引による伐採及び伐採後の造林の届出が必要となります。	地域森林計画の対象となつてある民有林の立木を伐採する際は、あらかじめ、森林法に基づき届出いたします。
関係機関及び所管課	石垣市有地取得計画土地内にヤエヤマセマツ・ハコガメ・サキシマカナヘビ等の施設のおそれのある種や種の保存法に基づく国内希少動植物が生息している可能性があることから、自然環境調査の実施や、生育・生息が確認された場合には適切な措置を講ずることが必要です。	現況調査を行い、希少種など発見された場合は、移動・移植を行うなど、環境に配慮して工事を実施します。
農政経済課	石垣市字平岸大屋1273-133を含む10筆については、農振法第15条の第1項第1号及び、農振法施行規則第35条に基づき当該計画が適応範囲内であるため支障ありません。ただし、当該計画の内容に変更があった場合、内容によっては、支障が生じる場合がありますので、それらの支障を解消するための手続きが必要となります。	平成30年11月13日付けの依頼文書で示した計画から現時点までに内容の変更はありません。
農政経済課	森林区域内の土地利用において、1ha超える場合は沖縄県との林地開發許可制度における事前連絡調整が必要。伐採面積が1ha未満の場合は、本市への伐採を行う30日前から30日前までの間で「伐採及び伐採後の造林の届出」が必要となります。	地域森林計画の対象となつている民有林の立木を伐採する際は、あらかじめ、森林法に基づき届出いたします。
むらづくり課	むらづくり課管理の「大里一級農道」の道路を横断する排水施設の一削が市有地に該当している。今後の取り扱いについては事前協議が必要。	当該排水施設の取り扱いについては、今後、市と調整させていただきます。

【その他意見等について】		【対応】
関係機関及び所管課		
都市建設課	建築物の建築等に際しては、石垣市風景計画の趣旨を尊重し、良好な景観の維持及び向上に努めていただきますようお願いします。	景観法等に基づき適切に手続きを実施します。
むらづくり課	石垣市有地取扱計画土地に隣接する形で、「国営土地改良事業【石垣島地区】受益地：閉南地区・裏南地区・裏先里側区」が該当しています。使用目的により、良好な營農環境や農業用施設等に影響が出ないように十分な調査・検証・検討を行われるようお願いします。	現時点において、周辺地域の營農環境等に影響を与えるとは考えていませんが、今後、必要に応じ、調整等を行います。
文化財課	国指定名勝「川平湾及び於茂登岳」の指定地に近接別紙3図参照しています。指定地外であっても、石垣市有地取扱計画土地における開発計画に際しては、景觀に配慮する必要があります。	景觀法等に基づき適切に手続きを実施します。
環境課	専門家の地自の調査で、り種の保全種が確認されていることが新聞の報道からもあるとおり、今後も保全種の取り扱いについて慎重に取り扱っていくによう要望します。	現況調査を行い、希少種など発見された場合は、移動・移植を行など、環境に配慮して工事を実施します。
八重山土木事務所	保管理旧道部分に係る工事(占有・承認工事)を行う場合は、維持管理規との事前協議の上で手続きが必要となります。	今後、旧道部分における占有等が必要となる場合は、道路法に基づき手続きを実施します。
八重山櫻林水産振興センター	土地改良事業により整備した施設等の財産を処分する場合には、土地改良法第42条第2項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条により所定の手続きが必要となります。	取得予定地内において、土地改良事業により整備した施設等がある場合は、土地所有者に対し、所定の手続きが必要となる旨を伝える等の調整を行います。
石垣島土地改良区	隣接地に土地改良事業地区(閉南地区)があるため、農業水利施設等に支障がないか確認を行う必要があります。	隣接地の土地改良区の農業水利施設等への支障がある場合は適切に対応します。
	現在、国営土地改良事業(石垣島地区水利事業所)を実施している。受益農地やハイライン等の施設を処分する場合は内閣府沖縄総合事務局に確認を行う必要があります。	今後、受益農地やハイライン等の施設の処分が必要になる場合は、沖縄総合事務局及び土地改良区に確認を行います。
	農用区域内において開発行為又は一時使用を行う場合は沖縄県知事の許可又は一時転用承認が必要となります。	自衛隊の駐屯地を整備する場合は、農業振興法に基づく許可是不要となります。
	平成大保1273-20・1527-9・1527-35について、改良区の受益地などについて、改良区の受益地には事前に調整する必要があります。	土地改良賦課金の支払い等に変更があるので今後の土地改良賦課金の支払い等に変更調整を行います。

[別紙2]

天然記念物種名

- ①国指定特別天然記念物「カンムリワシ」
- ②国指定天然記念物「リュウキンバト」
- ③国指定天然記念物「カラスバト」
- ④国指定天然記念物「キシノウエトカゲ」
- ⑤国指定天然記念物「セマルハコガメ」
- ⑥国指定天然記念物「オカヤドリ」
- ⑦県指定天然記念物「コノハチョウ」
- ⑧県指定天然記念物「ヨナグニサン」